情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

女性のための就労支援事業の委託について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項(個人情報の収集を伴う委託等)

(担当部課: 地域文化部 商工観光課)

担当係 新宿消費生活センター 担当者 赤坂 内線(*060)

事業の概要

日 FD 行うことにより、就労の実現を図る。 ・女性自身が働くことの意識を変革し、就労意識を高める。 ・母子家庭、児童扶養手当受給世帯の未就労者を減少させる。 ・職業上必要なスキルの向上や転職により収入増加を図る。 対象者 経済的自立を目指す女性 事業内容 1 就職塾の実施 ・働くことについての意識の向上、今後のキャリア設計の獲得、収入の増加を目指して流施。 ・受講者は通算6日間の講座期間中に応募書類を完成させ、ハローワーク等で紹介を受け企業等へ応募する。定員は各回20名(合計40名)。(1)対象者 経済的自立を目指す女性 (2)実施期間 第1回・・・9月末-12月 1月または4月の就労を目指すコース第2回・・・1月中旬-3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬-3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬-3月中旬 4月就労を目指すコース 2 個別カウンセリング及び個別フォローアップ・個別の状況に応じて、気になっている事柄の相談、就職活動の具体的なサポート(応書類の作成等)を行う。就職期間実施中、希望者に対して実施。 3 オブション講座 ・就職塾受講者のうち希望者を対象にパソコンスキル、コミュニケーションスキルの向のため実施。 (1)パソコン実践練習講座 Word で文字入力・文書編集、Excel で表作成・簡単な計算式。(2)職場で必要なコミュニケーショントレーニング(3)センスアップセミナー面接場面や職場で、自信を持って望むためのメイク、髪型、服装のアドパイス。 4 ケース会議 ・就職塾受講者個々人の支援方針について、就職塾に関わる産業カウンセラー等のアド、イスを得ながらスタッフ全体で検討し、就職活動支援の方向性を検討する。	<u> </u>			
	事業名	女性のための就労支援事業		
日 F9 行うことにより、就労の実現を図る。 ・女性自身が働くことの意識を変革し、就労意識を高める。 ・母子家庭、児童扶養手当受給世帯の未就労者を減少させる。 ・職業上必要なスキルの向上や転職により収入増加を図る。 経済的自立を目指す女性 事業内容 1 就職塾の実施 ・働くことについての意識の向上、今後のキャリア設計の獲得、収入の増加を目指して、施。 ・受講者は通算6日間の講座期間中に応募書類を完成させ、ハローワーク等で紹介を受け、企業等へ応募する。定員は各回20名(合計40名)。(1)対象者 経済的自立を目指す女性 (2)実施期間 第1回・・9月末~12月 1月または4月の就労を目指すコース第2回・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	担当課	地域文化部商工観光課新宿消費生活センター		
新職塾の実施	目的	・女性自身が働くことの意識を変革し、就労意識を高める。 ・母子家庭、児童扶養手当受給世帯の未就労者を減少させる。		
・働くことについての意識の向上、今後のキャリア設計の獲得、収入の増加を目指して施。 ・受講者は通算6日間の講座期間中に応募書類を完成させ、ハローワーク等で紹介を受け企業等へ応募する。定員は各回20名(合計40名)。(1)対象者 経済的自立を目指す女性 (2)実施期間 第1回・・・9月末~12月 1月または4月の就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース 「個別の状況に応じて、気になっている事柄の相談、就職活動の具体的なサポート(応書類の作成等)を行う。就職期間実施中、希望者に対して実施。 オプション講座・就職塾受講者のうち希望者を対象にパソコンスキル、コミュニケーションスキルの向のため実施。 (1)パソコン実践練習講座 Wordで文字入力・文書編集、Excelで表作成・簡単な計算式。 (2)職場で必要なコミュニケーショントレーニング (3)センスアップセミナー面接場面や職場で、自信を持って望むためのメイク、髪型、服装のアドバイス。 ケース会議・就職塾受講者個々人の支援方針について、就職塾に関わる産業カウンセラー等のアドイスを得ながらスタッフ全体で検討し、就職活動支援の方向性を検討する。 報告書の作成・参加者が再就職・転職を達成するまでの事例検討、体験談を交えて報告書にまとめ、第	対象者	経済的自立を目指す女性		
	事業内容	・働くことについての意識の向上、今後のキャリア設計の獲得、収入の増加を目指して実施。 ・受講者は通算6日間の講座期間中に応募書類を完成させ、ハローワーク等で紹介を受け、企業等へ応募する。定員は各回20名(合計40名)。(1)対象者 経済的自立を目指す女性 (2)実施期間 第1回・・・9月末~12月 1月または4月の就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・・・1月中旬~3月中旬 4月就労を目指すコース第2回・大阪・個別の状況に応じて、気になっている事柄の相談、就職活動の具体的なサポート(応募書類の作成等)を行う。就職期間実施中、希望者に対して実施。 オプション講座・就職塾受講者のうち希望者を対象にパソコンスキル、コミュニケーションスキルの向上のため実施。(1)パソコン実践練習講座Wordで文字入力・文書編集、Excelで表作成・簡単な計算式。(2)職場で必要なコミュニケーショントレーニング(3)センスアップセミナー面接場面や職場で、自信を持って望むためのメイク、髪型、服装のアドバイス。 4 ケース会議・就職塾受講者個々人の支援方針について、就職塾に関わる産業カウンセラー等のアドバイスを得ながらスタッフ全体で検討し、就職活動支援の方向性を検討する。 5 報告書の作成・参加者が再就職・転職を達成するまでの事例検討、体験談を交えて報告書にまとめ、事		

- 1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)…事前報告
- 2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- 3. その他の委託(第14条第1項)…事後報告

件名 女性のための就労支援事業の委託について

保有課(担当課)	商工観光課
登録業務の名称	女性のための就労支援事業
委託先	特定非営利活動法人 WING21
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1基本項目 氏名、住所、年齢、自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレス 2講座申込者 基本項目、現在の状況(在職中・求職中等) 3カウンセリング・フォローアップ参加者 基本項目、履歴書(生年月日、性別、学歴・職歴、免許・資格)、職務経歴書及び職業興味検査結果表の記載事項 4オプション講座参加者 基本項目、パソコン履歴 5保育申込み者 保護者の氏名・携帯電話番号、子どもの氏名、普段の呼び名、年齢、当日の体調、平熱、朝食の有無、排便状況、既往歴、好きな遊び
委託理由	新宿区協働事業提案制度により実施決定した事業で、実績のある委託団体に上記記載 の情報収集をさせて女性のための就労支援事業を実施することで、効果的・効率的な 事業が展開でき、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	経済的な自立を目指す女性を対象に下記の事業を実施し、再就職・転職に必要な知識・情報を提供し、個別指導を行うことにより、就労の実現を図る。 1 就職塾の実施 2 個別カウンセリング及び個別フォローアップ 3 オプション講座の実施 4 ケース会議 5 報告書作成
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日
委託にあたり区が行う情 報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情 報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後に おいても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって 保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された 資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示 したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。 (損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。